生産用機械器具（物の生産の用に供される物をいう。）製造業用設備	
金属加工機械製造設備	九
業務用機械器具（業務用又はサービスの生産の用に供されるもの（これらのものであつて物の生産の用に供されるものを含む。）をいう。）製造業用設備	
その他の製造業用設備	七
林業用設備	九
総合工事業用設備	五
電気業用設備	六
電気業用水力発電設備	二二
その他の水力発電設備	二〇
汽力発電設備	一五
内燃力又はガスタービン発電設備	一五
ガス業用設備	
製造用設備	一〇
供給用設備	
鋳鉄製導管	二二
鋳鉄製導管以外の導管	一三
需要者用計量器	一三
その他の設備	一五
道路貨物運送業用設備	一二
倉庫業用設備	一二
運送に附帯するサービス業用設備	一〇
飲食料品卸売業用設備	一〇
緑地施設維持管理用機械設備	一〇
鉱山救護隊訓練用坑道の附属機械設備	一七
中小企業技術研修用機械装置	一〇
中小企業用技術開発試作機械設備	四
雑貨類製造専用開発試作機械設備	五
有機質肥料製造設備	一〇
有機性汚泥固形燃料化装置	八
空缶処理用設備	三
廃棄物再資源化実験用設備	四
汚水、坑水、廃水又は廃液の処理用機械装置	七
ごみ固形化燃料設備	一五
上水道業用設備	一二
風力発電設備	一七
ばい煙処理用機械装置	七
汎用金属工作機械	七
前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの	
その他の設備	
主として金属製のもの	一七
その他のもの	八
その他のもの（開発研究用のものに限る。）	四

備考の表地域中小企業知的財産戦略支援事業費補助金の項を削る。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○経済産業省告示第七十七号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第五号の規定に基づき、同号の業種を次の表のとおり指定する。

平成二十六年四月一日

経済産業大臣　茂木　敏充

表

番号	業種	指定期間
一	工芸農作物農業（製造加工設備を有する茶作農業であって、荒茶及び仕上茶の製造を行っているものに限る。）	平成二十六年四月一日から平成二十六年六月三十日まで
二	金・銀鉱業	
三	石英粗面岩・同類似岩石採石業	
四	安山岩・同類似岩石採石業	
五	大理石採石業	
六	粘板岩採石業	
七	長石鉱業	
八	造園工事業	
九	大工工事業（型枠大工工事業を除く）	